

平成 22 年 6 月 21 日

地上デジタル放送受信機器購入等支援事業における 工事代金の誤請求に係る措置

総務省 地デジチューナー支援実施センター（運営団体：株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（NTT-ME））が実施している地上デジタル放送受信機器購入等支援事業において、工事業者が支援対象世帯に工事代金を誤って請求し、受領していたことが平成 22 年 6 月 18 日（金）に判明しました。

総務省は、本日付けで同社に対し、工事の適正実施の徹底について口頭により厳重に注意しました。

1 事案の概要

NTT-MEが補助事業者として業務運営を行っている地上デジタル放送受信機器購入等支援事業（経済的な理由等で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯に対して、簡易チューナー給付等を行う事業）において、山形県天童市における支援対象世帯への工事訪問時（平成 22 年 6 月 10 日（木））に、工事業者が誤って工事代金を請求、受領していたことが、6 月 18 日（金）、支援対象世帯から地方公共団体を通じて行われた問合せにより判明しました。

本補助事業においては、NTT-MEが公募で選定した工事業者が支援対象世帯を訪問し、無償で簡易チューナーの設置等の工事を行っています。工事に際して必要な経費は、補助事業者が全額負担することとしており、支援対象世帯に対する費用の請求は一切行っていませんが、その取扱いについての当該工事業者の理解不足から本事案が生じたものです。

2 NTT-MEの対応状況

上記事案の判明後、NTT-MEは、ただちに支援対象世帯を訪問し、謝罪と返金を行いました。

また、当該工事業者がこれまでに実施したその他の工事について、費用の請求が行われていないことを確認しました。

3 総務省の対応

今後このような事態が生じないよう、NTT-MEに対し、業務執行体制を見直し、再発防止策を的確に実施するなど一層の努力を求めるとともに、平成 22 年 6 月 21 日付けで、口頭により厳重に注意しました。

[連絡先]

情報流通行政局 地上放送課デジタル放送受信者支援室
担当：松本室長補佐、小笠原主査

電話：（代表）03-5253-5111（内線 5942）

（直通）03-5253-5942

FAX：03-5253-5794